

令和4年9月定例会資料

提出議案条例新旧対照表

東員町

議案第 39 号	東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	< 2 >
議案第 40 号	東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	< 9 >

議案第39号 東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員_____以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(_____ _____第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳_____に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)</u>

という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達日

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が

二、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする
育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする
- 地方等育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき

とする。

(1) (略)

(2) (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

次の各号に掲げる場合の

いずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ

合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするこ

と。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

と。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

議案第40号 東員町墓地公園の設置及び管理に関する条例(昭和62年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用者の資格） 第5条 墓地を使用できる者は_____、 _____、本町に住所を有する者とする。 （使用の許可） 第6条 墓地を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、町長の許可を受けなければならない。 （使用の制限等） 第7条 （略） 2 町長は、使用者が_____前項の規定による措置を行わない場合は、これを行いその費用を使用者から徴収する。 （使用料等の還付） 第11条 <u>既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、還付することができる。</u> （代理人の届出） 第14条 使用者は、町外に住所を有することとなるときは、本人に代わつて<u>前条</u>の規定による義務を負うべき町内に住所を有する代理人を選任し、町長に<u>届出なければならない</u>。	（使用者の資格） 第5条 墓地を使用できる者は、<u>次条で規定する使用の許可を受けようとするときにおいて</u>、本町に住所を有する者とする。 （使用の許可） 第6条 墓地を使用しようとする者_____は、町長の許可を受けなければならない。 （使用の制限等） 第7条 （略） 2 町長は、<u>前条で規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>が前項の規定による措置を行わない場合は、これを行いその費用を使用者から徴収する。 （使用料等の還付） 第11条 <u>使用者が第15条の規定により使用場所を返還したとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、既納の使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。</u> （代理人の届出） 第14条 使用者は、町外に住所を有することとなるときは、本人に代わつて<u>第10条</u>の規定による義務を負うべき町内に住所を有する代理人を選任し、町長に<u>届出をすることができる</u>。

(使用許可の取消) <u>第15条</u> (略) (使用権の消滅) <u>第16条</u> 次の各号の一に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)・(2) (略) (無縁墳墓等の処理) <u>第17条</u> (略) (委任) <u>第18条</u> (略)	(使用場所の返還) <u>第15条</u> 使用者は、使用場所が不用になつたときは、速やかにその場所を原状に復し、返還しなければならない。 (使用許可の取消) <u>第16条</u> (略) (使用権の消滅) <u>第17条</u> 次の各号の一に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 使用者が死亡し、10年を経過しても第13条の規定による使用権の承継がなされないとき。</u> (無縁墳墓等の処理) <u>第18条</u> (略) (委任) <u>第19条</u> (略)
---	--